

新年度の準備はお済みですか？

各種手続きなどのお知らせ



TOPICS 01 異動シーズンに休日窓口を開設します

TOPICS 02 軽自動車などをお持ちの方へ

TOPICS 03 上下水道課からのお知らせ

TOPICS 04 国民健康保険の手続きを忘れていませんか？

TOPICS 01	異動シーズンに休日窓口を開設します	ぜひご利用ください！
--------------	--------------------------	------------

例年、3月末から4月初めにかけて、住所変更をされる方が多くなります。そこで、転出・転入などの届け出やそれに伴う事務手続きなどを、休日も行えるように窓口を開設します。

●日にち／3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)

●時間／8:15～17:00

●場所／市役所本庁舎、健康センター

取扱い業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動の届け出（転入・転出など） ・戸籍の届け出（出生・死亡・婚姻など） ・印鑑登録 ・戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書などの交付 <small>※パスポート事務は除きます。</small>
開設窓口	本庁舎／市民課 <small>※尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所は開設しません。</small>
取扱い業務	住民異動や戸籍届け出に伴う各種関係手続き
開設窓口	本庁舎／税務課、国保年金課、上下水道課 健康センター／福祉課、子育て健康課

… 休日窓口開設日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6

手続きの際の注意点

- ・本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ・手続きによっては、後日改めて市役所へおいでいただくことがあります。

【問合せ】 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1222・1223）

TOPICS 02	軽自動車などをお持ちの方へ	軽自動車税は、毎年 4月1日現在の所有者 に1年分の税金が課税されます。
----------------------	----------------------	---

廃車・名義変更などの異動がある場合は届け出が必要となりますので、所定の場所で手続きをしてください。

なお、必要な書類などは、手続き内容などによって異なりますので、届出場所（車種によって異なります）へ直接お問い合わせください。

●廃車・名義変更などの届け出

現在お持ちの軽自動車を廃車にする場合には、廃車の届け出とナンバープレートの返納が必要です。

また、所有者の方がお亡くなりになった場合や車両を他人に譲渡した場合は、名義変更の届け出が必要となります。届け出がなされない場合は、引き続き軽自動車税が課税されますので、忘れずに届け出をお願いします。

加えて、住所変更、主たる定置場に変更があった場合も届け出をしてくださるようお願いいたします。

●ナンバー取得の届け出

軽自動車税は、公道の走行の有無に関わらず、乗用装置（座席）が備え付けられている車両をお持ちの場合は課税対象となりますので、ナンバープレートの取得の届け出が必要です。

●届出場所

①原動機付自転車(総排気量125cc以下のもの)、ミニカー、小型特殊自動車(トラクターやスピードプレーヤーなど)
【持参する物】 ナンバープレート(廃車時)、印鑑など ▷税務課 住民税係および尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課 総務係
②軽自動車(総排気量660cc以下のもの)
【持参する物】 検査証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷軽自動車検査協会青森事務所 ☎050-3816-1831
③軽二輪車(総排気量125cc超250cc以下の二輪)
【持参する物】 軽自動車届出済証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷軽自動車検査協会青森事務所 ☎050-3816-1831
④二輪小型自動車(総排気量250cc超の二輪)
【持参する物】 検査証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷東北運輸局 青森運輸支局 ☎050-5540-2008

●②、③、④の代行手続き

次の場所で、手続きの代金を有料で行っていますので、ご利用ください。

- ▷社団法人 弘前自動車協会 ☎32-7237
- ▷社団法人 黒石地区自動車協会 ☎53-2006

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241・1242・1243)

TOPICS 03	上下水道課からのお知らせ
----------------------	---------------------

**上下水道の届け出を忘れずに
お願いします**



次に該当する方は異動の届け出が必要です。

上下水道を
使い始める方

上下水道を
止める方

使用者名を
変える方

また、**転居・転出・死亡などで世帯の人数が変更になる方**も、届け出が必要な場合があります。

※異動の届け出をしない場合、後でさかのぼって料金が請求されたり、前住所の料金が引き続き請求されたりします。忘れずに届け出をお願いします。

●届出先

平賀・尾上地域	上下水道課（本庁舎1階）
碓ヶ関地域(上水道)	久吉ダム水道企業団
碓ヶ関地域(下水道)	上下水道課（本庁舎1階）

**水道料金・下水道使用料
のお支払いは
口座振替が便利です！**



一度お申込みいただくだけで、水道料金・下水道使用料が毎月ご希望の口座から自動で引き落としされます。口座振替をぜひご利用ください。

※碓ヶ関地域の水道料金は、久吉ダム水道企業団へお問合せください。

●取扱金融機関

- ▷青森銀行
- ▷みちのく銀行
- ▷東奥信用金庫
- ▷青い森信用金庫
- ▷東北労働金庫
- ▷つがる弘前農業協同組合
- ▷津軽みらい農業協同組合
- ▷ゆうちょ銀行

口座振替日

毎月25日

※金融機関が休日の場合は翌営業日

●申込方法

通帳と届出印をお持ちの上、市内金融機関（東北労働金庫は黒石支店）または上下水道課までお越し下さい。

●口座振替開始時期

お申込みから3～4週間ほどかかります。

[申込み・問合せ] 上下水道課 総務係 ☎44-1111 (内線1125・1126)、久吉ダム水道企業団 ☎48-2229



TOPICS
04

国民健康保険の手続きを忘れていませんか？

14日以内に届け出を出しましょう。

住所変更される方 健康保険が変更になる方へ

職場の健康保険と違い、国民健康保険の手続きは自分でしなければなりません。

加入の届け出が遅れると、国民健康保険税は国民健康保険加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

さらに、保険証がない場合、その間の医療費は全額自己負担になります。

また、脱退の届け出が遅れると、保険料（税）を二重に支払ってしまうこともありますので、**必ず異動のあった日から14日以内に届け出ましょう。**

国民健康保険の手続き

チェックリスト

1つでも該当する方は、国保年金課または尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係で手続きをしてください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 他の市区町村から転入した（職場の健康保険等に加入していない場合）※1
加入の手続き→必要な物：他の市区町村の転出証明書、身分証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 職場の健康保険などをやめた ※1 ※2
加入の手続き→必要な物：職場の健康保険などをやめた証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 職場の健康保険などの扶養から外れた ※1 ※2
加入の手続き→必要な物：職場の健康保険などの扶養から外れた日が記載された証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 他の市区町村へ転出する
脱退の手続き→必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 職場の健康保険などに加入した ※3
脱退の手続き→必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの。 |
| <input type="checkbox"/> 職場の健康保険などの扶養となった ※3
脱退の手続き→必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの。 |
| <input type="checkbox"/> 住所・世帯主・氏名が変わった ※1
その他の手続き→必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 世帯を合併・分離した
その他の手続き→必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 大学など進学のために、他市区町村へ転出する
その他の手続き→必要な物：保険証、身分証明書、在学証明書、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 保険証をなくした
再発行の手続き→必要な物：身分証明書、印鑑、マイナンバーのわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 保険証を破損した
再発行の手続き→必要な物：破損した保険証、印鑑、マイナンバーのわかるもの |

※1 国民年金の手続きも必要ですので、年金手帳をお持ちください。▷担当 国保年金課 年金係（内線1255・1256）

※2 国保加入の手続きは健康保険などの資格喪失日以降になります。事前に届け出されても保険証をすぐに交付できない場合がありますのでご了承ください。

※3 職場の保険証が未交付で、やむを得ず国保の保険証を使用して医療機関を受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「健康保険の切り替え手続き中であること」をお伝えください。職場の保険証が交付されたら、その医療機関にも届け出してください。



進学が決まったら

国民健康保険に加入している方が進学により平川市から他市区町村へ住所を変更する場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

転出届を提出したら、①学生であることが証明できるもの（在学証明書または学生証）、②国保の保険証をお持ちのうえ、届け出をしてください。

●学生用保険証とは

平川市に住所のない方は、原則として平川市の保険証を使うことができません。しかし、特例として、就学を理由に住所を変更し、平川市にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、平川市が発行する学生用保険証を使うことができます。※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

●学生用保険証をお使いの方へ

学生用保険証をお持ちの方が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。また、進学などにより、学生である期間が延長となる場合も手続きが必要となります。

学生用保険証をお持ちの方がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中にお送りしますので、必要書類を確認のうえ、速やかに手続きをしてください。

【問合せ】 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251・1252・1257）